

関係各位

平成30年8月27日  
一般社団法人東京都信用金庫協会

## 東京家庭裁判所立川支部における 東京都内信用金庫の「後見制度支援預金」取扱い開始について

一般社団法人東京都信用金庫協会加盟の都内に本店・支店を有する会員信用金庫および準会員信用金庫の計24信用金庫は、平成30年6月以降、準備の整った信用金庫より順次、後見制度支援預金の取扱いを開始しております。

この取扱いに関しましては東京家庭裁判所本庁（東京都千代田区霞が関1-1-2）にて審判を受けた者に限定されておりましたが、同裁判所立川支部（東京都立川市緑町10-4）についても取扱開始の準備が整ったことから、下記のとおり9月より取扱いを開始することとなりました。

なお、既に同裁判所本庁にて取扱いを開始している信用金庫に関しましては、9月以降、同裁判所立川支部においても取扱いが可能となります。

記

1. **立川支部における取扱開始日** 平成30年9月3日（月）
2. **立川支部での取扱金庫** 東京家庭裁判所本庁における利用開始金庫と同じ

以上

本件に関する問い合わせ  
一般社団法人東京都信用金庫協会 企画部企画課  
電話03-6228-8554